

○山形県浄化槽法施行細則

昭和60年10月1日山形県規則第48号

山形県浄化槽法施行細則をここに公布する。

山形県浄化槽法施行細則

(趣旨)

第1条 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)の施行については、浄化槽法施行令(平成13年政令第310号)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)、浄化槽設備士に関する省令(昭和59年建設省令第17号)、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号。以下「国土交通省令」という。)、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和60年厚生省令、建設省令第1号)、[山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例\(昭和60年7月県条例第25号\)](#)及び[山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則\(昭和60年10月県規則第49号\)](#)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(浄化槽工事業の廃業等の届出)

第2条 法第26条又は第33条第3項の規定による届出は、浄化槽工事業廃業等届出書([別記様式第1号](#))を提出して行うものとする。

(報告書の様式)

第3条 次の各号に掲げる報告書の様式は、当該各号に掲げるところによるものとする。

(1) 法第10条の2第1項に規定する報告書 [別記様式第2号](#)

(2) 法第10条の2第2項に規定する報告書 [別記様式第3号](#)

(3) 法第10条の2第3項に規定する報告書 [別記様式第4号](#)

(浄化槽工事業に係る提出書類の部数及び経由)

第4条 法第22条の規定による申請書の提出部数は、正副2部とする。

2 前項の申請書、国土交通省令第8条の規定による届出書及び第2条の規定による届出書は、県内の主たる営業所の所在地(県内に営業所を有しない場合にあつては、当該業を行おうとする主たる区域)を所管する総合支庁長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成13年1月5日規則第5号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年4月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年7月7日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月24日規則第72号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

別記

 様式第1号

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあつては

届出者

代表者の氏名

郵便番号

電話番号

浄化槽工事業廃業等届出書

次の事由に該当することとなつたので、浄化槽法^{第26条}第33条第3項の規定により、届け出
ます。

廃業等をした浄化槽 工事業者の氏名又は名称			
登録年月日 (届出年月日)	年 月 日	登録番号 (届出番号)	山形県知事(一)第 号
該 当 事 由			
該当事由発生 年月日	年 月 日		

様式第2号

年 月 日

山形県知事 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあつては

浄化槽管理者

代表者の氏名

郵便番号

電話番号

浄化槽使用開始報告書

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

設置場所			
処理対象人員		種類	
設置の届出の受理日 年 月 日	年	月	日
設置の届出をした者			
使用開始年月日	年	月	日
技術管理者の氏名			
浄化槽保守点検業者名		登録番号	山形県知事 第 号
浄化槽清掃業者名			

添付書類

技術管理者の資格を証する書類

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあつては

浄化槽管理者

代表者の氏名

郵便番号

電話番号

技術管理者変更報告書

技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

設置場所			
処理対象人員		種類	
設置の届出の受理 年 月 日	年 月 日		
技術管理者の氏名	変更前		
	変更後		
変更年月日	年 月 日		

添付書類

技術管理者の資格を証する書類
様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

住所

氏名又は名称及び法人にあつては

浄化槽管理者

代表者の氏名

郵便番号

電話番号

浄化槽管理者変更報告書

浄化槽管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

設置場所			
処理対象人員		種類	
設置の届出の受理 年 月 日	年	月	日
変更前の浄化槽管理者 の氏名又は名称			
変更年月日	年	月	日